

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第44条 (略)	第44条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u>	イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u>
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>16,100円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>18,500円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>20,900円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>21,800円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>22,700円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上	シ 使用距離が片道55キロメートル以上

<p>上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) <u>条例第18条</u>の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の45</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>2-6 (略)</p>	<p>上60キロメートル未満である職員 <u>23,600円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の87.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) <u>前項</u>の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の42.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>2-6 (略)</p>
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	233,300	267,200	356,000	396,500	453,900	526,400	586,600
	2	138,700	235,500	269,000	358,300	399,000	456,200		
	3	139,900	237,600	270,900	360,600	401,800	458,400		
	4	141,000	239,500	272,800	363,000	404,300	460,600		
	5	142,100	241,400	274,900	365,400	407,100	462,400		
	6	143,200	243,300	277,100	367,700	409,800	464,200		
	7	144,300	245,200	279,300	370,000	412,700	466,200		
	8	145,400	247,000	281,500	372,300	415,400	468,200		
	9	146,500	249,000	283,900	374,700	418,100	470,200		
	10	147,900	250,900	286,100	376,900	420,500	471,900		
	11	149,200	252,800	288,300	379,100	422,900	473,500		
	12	150,500	254,700	290,500	381,300	425,200	475,300		
	13	151,800	256,400	292,800	383,600	427,400	476,800		
	14	153,300	258,300	294,900	385,800	429,400	478,300		
	15	154,800	260,100	297,100	388,000	431,400	479,700		
	16	156,400	261,900	299,200	390,200	433,400	481,200		
	17	157,700	263,700	301,600	392,600	435,400	482,600		
	18	159,200	265,700	303,800	394,800	437,300	483,900		
	19	160,700	267,700	306,000	397,000	439,200	485,100		
	20	162,200	269,700	308,200	399,200	441,100	486,100		
	21	163,600	271,700	310,500	401,300	443,100	486,900		
	22	166,300	273,600	312,700	403,100	444,700	487,400		
	23	168,900	275,500	314,900	404,800	446,300	487,800		
	24	171,500	277,400	317,100	406,500	447,900	488,200		
	25	174,200	279,300	319,500	408,300	449,600	488,500		
	26	175,900	281,200	321,600	409,800	450,900	488,900		
	27	177,600	283,100	323,800	411,400	452,200	489,300		
	28	179,300	285,000	325,900	413,000	453,500	489,800		
	29	180,800	286,900	328,200	414,600	454,700	490,400		
	30	182,600	288,800	330,300	415,800	456,000	490,800		
	31	184,400	290,700	332,500	417,000	457,200	491,200		
	32	186,200	292,600	334,600	418,200	458,500	491,600		
	33	188,200	294,400	336,700	419,400	459,600	492,100		
	34	190,300	296,300	338,900	420,600	460,400	492,400		
	35	192,400	298,200	341,000	421,800	461,000	492,800		
	36	194,500	300,100	343,100	423,000	461,500	493,200		
	37	196,400	301,800	345,100	424,000	461,900	493,600		
	38	198,400	303,600	347,200	424,700	462,400	494,000		
	39	200,400	305,500	349,300	425,400	462,700	494,400		
	40	202,300	307,300	351,400	426,100	463,100	494,800		
	41	207,300	309,200	353,400	426,900	463,500	495,100		
	42	209,500	310,900	355,400	427,600	463,800	495,400		
	43	211,900	312,600	357,400	428,200	464,100	495,700		
	44	214,100	314,300	359,400	428,600	464,400	495,900		
	45	216,200	316,000	361,400	429,100	464,600	496,100		
	46	218,100	317,700	363,300	429,400	464,800			
	47	220,300	319,400	365,200	429,600	465,000			
	48	222,500	321,100	367,100	429,800	465,200			
	49	224,800	322,500	368,900	430,000	465,400			
	50	227,000	324,100	370,400	430,200	465,600			
	51	229,200	325,700	371,900	430,400	465,800			
	52	231,200	327,300	373,400	430,600	466,000			

再任用
職員以
外の職
員

53	233,100	329,000	374,900	430,800	466,200
54	235,000	330,600	376,000	431,000	466,400
55	236,900	332,200	377,100	431,200	466,600
56	238,800	333,800	378,200	431,400	466,800
57	240,600	335,300	379,200	431,600	467,000
58	242,400	336,500	380,300	431,800	
59	244,200	337,700	381,400	432,000	
60	246,000	338,800	382,500	432,200	
61	247,400	339,600	383,400	432,400	
62	248,900	340,500	384,100	432,600	
63	250,400	341,400	384,700	432,800	
64	251,900	342,200	385,400	433,000	
65	253,400	342,900	385,800	433,200	
66	254,900	343,600	386,500	433,400	
67	256,400	344,400	387,200	433,600	
68	258,000	345,200	387,900	433,800	
69	259,300	346,000	388,300	434,000	
70	260,900	346,700	389,000	434,200	
71	262,500	347,400	389,700	434,400	
72	264,100	348,100	390,400	434,600	
73	265,400	348,500	391,000	434,800	
74	266,800	349,100	391,700		
75	268,200	349,700	392,400		
76	269,600	350,300	393,100		
77	270,900	350,600	393,400		
78	272,300	351,100	393,800		
79	273,700	351,600	394,100		
80	275,100	352,100	394,400		
81	276,400	352,500	394,700		
82	277,700	353,000	395,000		
83	279,000	353,400	395,300		
84	280,300	353,900	395,600		
85	281,400	354,200	396,000		
86	282,700	354,700	396,300		
87	284,000	355,100	396,700		
88	285,300	355,600	397,100		
89	286,500	355,900	397,400		
90	287,600	356,400	397,600		
91	288,700	356,900	397,800		
92	289,800	357,400	398,000		
93	291,000	357,600	398,200		
94	292,000	357,900	398,400		
95	293,000	358,400	398,600		
96	294,000	358,900	398,800		
97	294,900	359,100	399,000		
98	295,800	359,500	399,200		
99	296,700	359,900	399,400		
100	297,600	360,100	399,600		
101	298,600	360,300	399,800		
102	299,400	360,500			
103	300,200	360,700			
104	301,000	360,900			
105	301,700	361,200			
106	302,200	361,400			
107	302,700	361,600			
108	303,000	361,800			

	109	303,200	362,000						
	110	303,500	362,200						
	111	303,800	362,400						
	112	304,000	362,600						
	113	304,200	362,800						
	114	304,600							
	115	305,000							
	116	305,400							
	117	305,600							
	118	305,900							
	119	306,200							
	120	306,500							
	121	306,800							
	122	307,200							
	123	307,600							
	124	307,800							
	125	308,000							
	126	308,400							
	127	308,600							
	128	308,800							
	129	309,000							
	130	309,200							
	131	309,400							
	132	309,600							
	133	309,800							
	134	310,000							
	135	310,200							
	136	310,400							
	137	310,600							
	138	310,800							
	139	311,000							
	140	311,200							
	141	311,500							
	142	311,700							
	143	311,900							
	144	312,100							
	145	312,300							
	146	312,500							
	147	312,700							
	148	312,900							
	149	313,100							
	150	313,300							
	151	313,500							
	152	313,700							
	153	313,900							
	154	314,100							
	155	314,300							
	156	314,500							
	157	314,700							
再任用 職員		220,500	244,300	267,800	304,400	375,700	393,000	410,300	465,300

(大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

自転車等の使用距離(片道)	支給額	
	第9条第2項の職員	第9条第3項の職員
	円	円
5キロメートル未満	—	2,900
5キロメートル以上10キロメートル未満	—	6,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,400	9,400
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,800	12,800
20キロメートル以上25キロメートル未満	16,200	16,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	19,700	19,700
30キロメートル以上35キロメートル未満	23,200	23,200
35キロメートル以上40キロメートル未満	26,700	26,700
40キロメートル以上45キロメートル未満	26,700	29,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,700	33,300
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000	36,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800	40,200
60キロメートル以上	31,600	43,600

備考 第9条第2項第2号の職員に対する通勤手当の月額は、この表に定める額との均衡を考慮して、企業長が定める額とする。

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第16条関係)

職員	勤務成績			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職	100分の94以上100分の150以下	100分の82.5以上100分の94未満	100分の72	100分の72未満

特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の114.5以上 100分の190以下	100分の103以上 100分の114.5未満	100分の92	100分の92未満
	理事級職員及び部長等級職員	100分の127.5以上 100分の190以下	100分の107.5以上 100分の127.5未満	100分の87.5	100分の87.5未満

備考 「特定管理職員」とは、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第52条第1項に規定する特定管理職員をいう。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第17条関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職	100分の35超	100分の35	100分の35未満
特定管理職員	100分の45超	100分の45	100分の45未満

備考 「特定管理職員」とは、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第52条第1項に規定する特定管理職員をいう。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（特定任期付職員の給与の特例） 第2条（略）		（特定任期付職員の給与の特例） 第2条（略）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>387,000</u>	1	<u>381,000</u>
2	<u>441,000</u>	2	<u>433,000</u>
3	<u>496,000</u>	3	<u>487,000</u>
4	<u>562,000</u>	4	<u>552,000</u>
5	<u>641,000</u>	5	<u>630,000</u>

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">749,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">877,000</td> </tr> </table> <p>2 - 4 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	6	749,000	7	877,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">736,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">861,000</td> </tr> </table> <p>2 - 4 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	6	736,000	7	861,000
6	749,000								
7	877,000								
6	736,000								
7	861,000								

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(内払)
- 2 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）又は第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて平成26年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程又は新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。